資料提供

令和3年5月21日

担 当:広島県対策本部

担当者:新型コロナウイルス 感染症対策担当 渡部

直 通:082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月19日(水)及び20日(木)に,新型コロナウイルス感染症の患者が35例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内9240~9274例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【 発 生 数 】 7市 2町 で, 10歳未満 ~ 90歳以上 計35人

【症 状 等 の 度 合】 軽症 31, 症状なし 4

【入院等の状況】 入院中2, 宿泊療養中10, 調整中23

【他事例との関連】 濃厚接触者10,接触あり11,調査中14

【県外往来等*】 あり4

※ 発症 (無症状は検体採取日) 前 14 日以内の県外・海外との往来

・ 再陽性の患者はいません。

市町名/年代	10歳 未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳 以上	合計
大竹市				1		1		1			3
廿日市市	1		1	1	1	2	1		1		8
竹原市							1				1
東広島市		1	2		3	2					8
庄原市	1			1				1			3
熊野町						1					1
府中町			1			1	1		2	1	6
三原市					1						1
尾道市			1			1		1		1	4
合計	2	1	5	3	5	8	3	3	3	2	35

【県民,事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減(20時以降の外出は更に削減)してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者(勤務形態によっては執務室内の定員)を7割削減するとともに,20 時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・ 御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。